

三重用水

〒512-1205 四日市市平尾町 2765-3

三重用水土地改良区

TEL 059-326-8166 (FAX 059-326-8167)

E-mail sunyoudo@quartz.ocn.ne.jp

URL <http://mieyousui.com/>

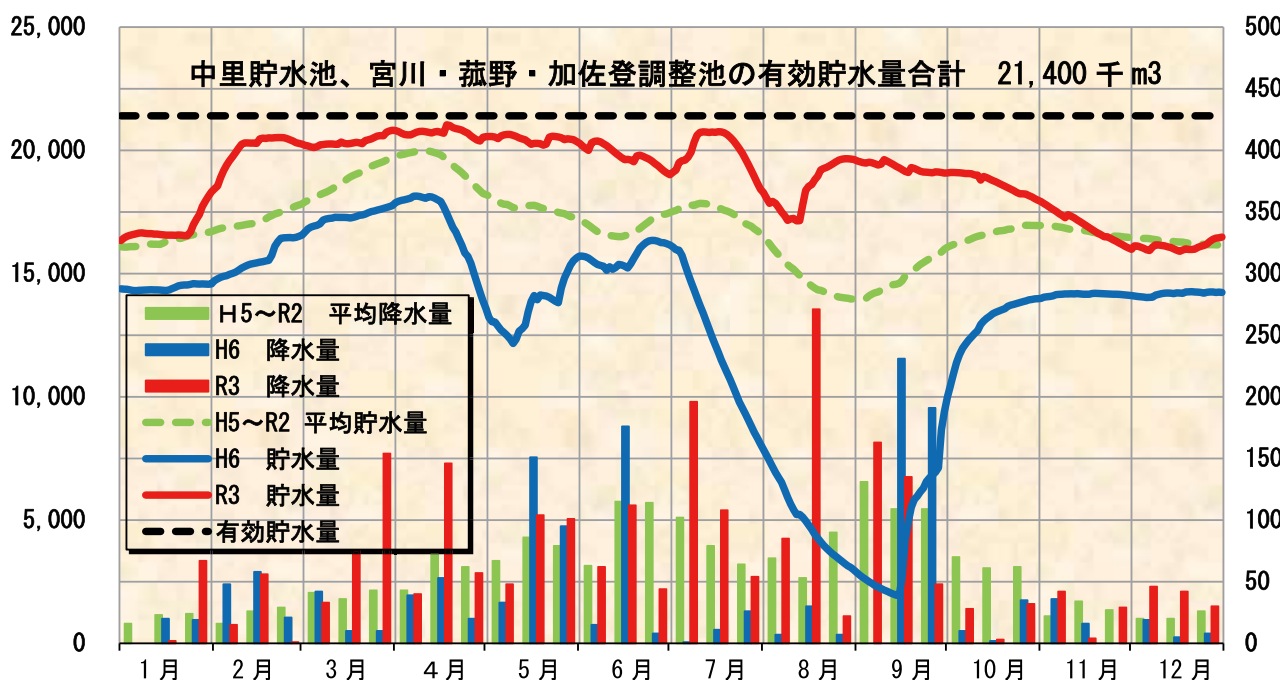


春の中里貯水池を望む



貯水量(千 m^3)

降水量(mm)



令和3年度は、4月中旬頃から通水を始めました。昨年度は、降雨に恵まれた為、三重用水への依存は少なく、一年を通して概ね平均以上の貯水量を保つことが出来ました。

皆様方には、常日頃から用水の有効活用に御協力頂きありがとうございます。

理事長 あいさつ**理事長 森 智 広**

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当改良区の運営並びに業務の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年度の第57回通常総代会につきましては、過去2カ年は新型コロナウイルス感染症対策として、書面議決を取り入れ規模を縮小しての開催でしたが、3年ぶりに通常通りの開催をすることができました。

この間、新型コロナウイルス感染症の状況は、感染者数の増減を繰り返しながら、経済や生活に様々な支障をきたしてきましたが、組合員の皆様におかれましても、引き続き十分な感染対策をしていただくようお願い申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の終息を切に願うところです。

また、昨年10月に行われました第49回衆議院議員選挙におきまして、石原正敬副理事長が、見事当選を果たされたところですが、組合員の皆様には、一方ならぬご支援を賜りましたことに、心よりお礼申し上げます。

令和3年度のかんがい状況について、昨年の天候は、梅雨の期間が62日間という異例の長さでした。

梅雨明け後は、例年通り猛暑が続きましたが、その間も適度な降雨があったことから、三重用水への依存度は小さく、三重用水の供給量としては、903万3千トン（m³）、平年比85%と例年に比べ少ない供給量となり、用水管理としては、比較的順調に終えることができました。

令和4年度の国の農政の展開方向としては、ウィズコロナ下で「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく改革を着実に実行し、農林水産業の生産基盤の強化や、農林水産物・食品の輸出力強化のほか、環境負荷軽減に資する「みどりの食料戦略」の実現に向けた政策や、スマート農業の推進、農地の最大限の利用と人の確保・育成等を積極的に進めていくこととしています。

こうしたことにより、私たちの農業を取巻く環境は急激に変化していきますが、このような状況に対応していくためにも、農業の基礎となる水資源の安定供給は不可欠であるという考えのもとに、当改良区が管理しています農業水利施設の適切な維持・更新を図り、さらには当改良区の安定運営を行っていかねばならないと考えていますので、引き続き、組合員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いします。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

第57回通常総代会開催**伊藤議長（四日市市）****議場（採決）**

令和4年3月30日、四日市文化会館第3ホールにおいて、第57回通常総代会が開催されました。総代会は、最初に森理事長のご挨拶を頂きました。例年では、ご来賓の方々のご祝辞を頂くところですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ご出席を控えていただきました。ご協力頂きありがとうございました。

その後、議長を選任し、議事に入り、次の議案が慎重に審議され原案どおり可決、承認されました。

令和3年度総代会提出議案

- 第 1 号議案 令和2年度事業報告並びに収支決算及び財産目録の承認について
- 第 2 号議案 令和3年度収支補正予算について
- 第 3 号議案 三重用水土地改良区定款の一部改正について
- 第 4 号議案 三重用水土地改良区定款附属書役員選挙規程の一部改正について
- 第 5 号議案 三重用水土地改良区定款附属書総代選挙規程の制定について
- 第 6 号議案 三重用水土地改良区規約の一部改正について
- 第 7 号議案 三重用水土地改良区会計細則の一部改正について
- 第 8 号議案 三重用水土地改良区監査細則の一部改正について
- 第 9 号議案 三重用水土地改良区係及び委員会処務規程の一部改正について
- 第 10 号議案 三重用水土地改良区積立金規程の一部改正について
- 第 11 号議案 三重用水土地改良区事務局処務規程の一部改正について
- 第 12 号議案 三重用水土地改良区服務規程の一部改正について
- 第 13 号議案 三重用水土地改良区職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正について
- 第 14 号議案 令和4年度事業計画及び収支予算について
- 第 15 号議案 令和4年度経常賦課金の額並びに賦課徴収の時期及び方法について
- 第 16 号議案 令和4年度加入金の額について
- 第 17 号議案 令和4年度地区除外等決済金額について
- 第 18 号議案 令和4年度一時借入金について
- 第 19 号議案 令和4年度預入先金融機関の決定について
- 第 20 号議案 令和4年度役員等の報酬及び費用弁償について
- 第 21 号議案 役員(員内)補欠選挙について

☆ 祝電を頂戴した方々 ☆

(順不同)

三重用水土地改良区副理事長 衆議院議員	石原 正敬 様
三重県土地改良事業団体連合会 会長	亀井 利克 様
全国水土里ネット会長会議 顧問 参議院議員	進藤 金日子 様
農林水産大臣政務官 参議院議員	宮崎 雅夫 様
前三重県議会議員	山本 佐知子 様

⚡ 新役員 就任 ⚡

理事1名の退任に伴い、総代会での役員補欠選挙において、下記の方が理事に当選され、就任されました。(任期 R4.4.7~R4.12.26)

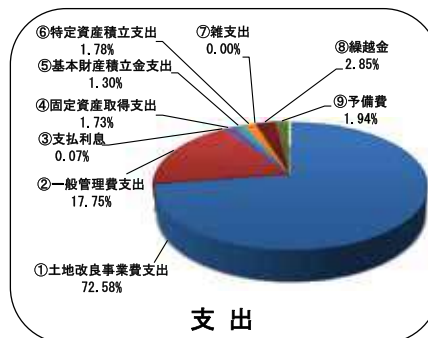
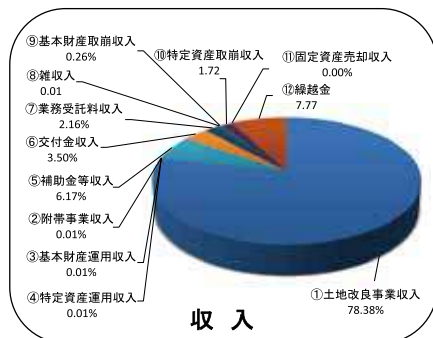
(敬称略)

理事(員内)

谷崎 巧 (いなべ市)

令和4年度 当初予算

◆ 一般会計 ◆



収入

(単位:千円)

名 称	金 額	摘 要
1. 土地改良事業収入	181,384	經常賦課金、転用決済金、機構管理費
2. 附帯事業収入	14	諸手数料、施設使用料
3. 基本財産運用収入	14	受取配当金、施設維持管理積立金利息
4. 特定資産運用収入	16	退職給与積立金利息、決済金積立金利息、建物等更新積立金利息、財政調整積立金
5. 補助金等収入	14,280	經常費補助金、長寿命化・防災減災事業補助金
6. 交付金収入	8,100	適正化事業交付金
7. 業務委託料収入	5,000	受託料
8. 雑収入	4	受取利息、未収賦課金、雑収入
9. 基本財産取崩収入	600	施設維持管理積立資産取崩金
10. 特定資産取崩収入	4,000	退職給与積立資産取崩金、決済金積立資産取崩金、建物等更新積立資産取崩金、財政調整積立資産取崩金
11. 固定資産取崩収入	0	車両運搬具売却収入
12. 繰越金	18,000	令和3年度より繰越
計	231,412	

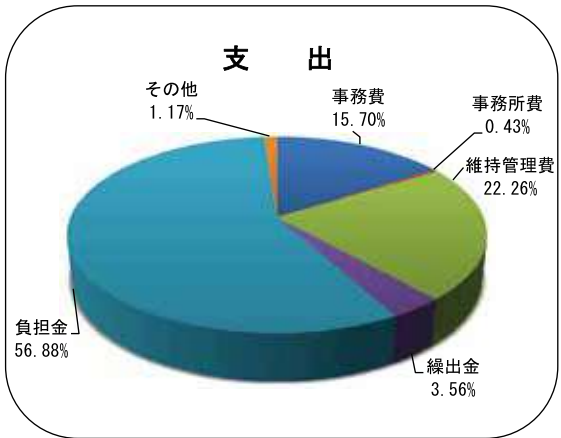
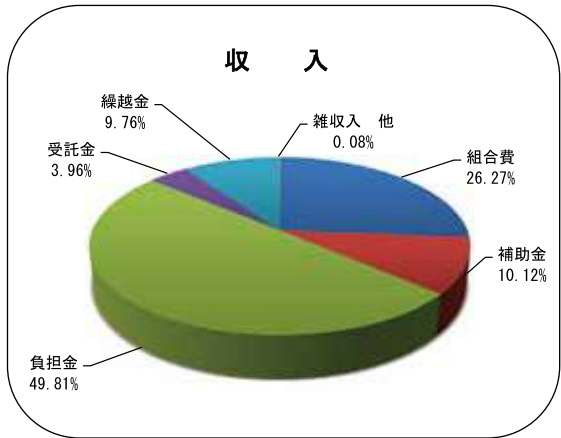
支出

(単位:千円)

名 称	金 額	摘 要
1. 土地改良事業費支出	167,961	俸給給与、賃金、旅費交通費、福利厚生費、研修費、通信運搬費、消耗品及び備品費、修繕費、車両費、支払保険料、維持管理費負担金、雑費、適正化事業費、適正化事業拠出金、その他事業費支出
2. 一般管理費支出	41,073	役員報酬、俸給給与、賃金、旅費交通費、退職金支払、福利厚生費、研修費、交際費、選挙費、総代会費、その他会議費、通信運搬費、消耗品及び備品費、車両費、印刷製本費、支払手数料、支払保険料、諸謝金、支払負担金等、業務委託費、コンピューター経費、広報活動費、租税公課、雑費、修繕費、水道光熱費、賃借料
3. 支払利息	160	その他借入金
4. 固定資産取得支出	4,000	車両運搬具購入、器具備品費、ソフトウェア取得支出
5. 基本財産積立金支出	3,001	施設維持管理積立金支出
6. 特定資産積立支出	4,117	財政調整積立金支出、退職給与積立金支出、建物等更新積立金支出、決済金積立金支出
7. 雑支出	0	過年度支出
8. 繰越金	6,600	次年度繰越金
9. 予備費	4,500	予備費
計	231,412	

令和2年度 収支決算

◆ 一般会計 ◆



収入

(単位:円)

名 称	金 額	摘 要
1. 組合費	57,426,710	経常賦課金
2. 補助金	22,120,000	経常費補助金、維持管理適正化事業、長寿命化・防災減災事業
3. 負担金	108,891,000	機構管理費
4. 受託金	8,651,500	用水路操作受託費
5. 繰越金	21,328,273	令和元年度より繰越
6. 雑収入 他	181,958	預金利息 等
計	218,599,441	

支出

(単位:円)

名 称	金 額	摘 要
1. 事務費	30,860,586	俸給給与、法廷負担金、需用費、役務費、総代会費 等
2. 事務所費	847,500	保守点検費、警備保障費、修繕費 等
3. 維持管理費	43,751,114	水路維持費、俸給給与、法定負担金、備品費、需用費 等
4. 繰出金	7,000,000	特別会計へ繰出
5. 負担金	111,789,376	機構管理費、維持管理適正化事業拠出金 等
6. その他	2,304,250	徴収委任手数料 等
計	196,552,826	

収入支出差引残高 22,046,615円 (次年度繰越)

◆ 特別会計 ◆

(単位:円)

種 別	収 入	支 出	次年度繰越
退職給与積立金	50,235,699	0	50,235,699
決済金積立金	466,200,686	466,200,686	0
基本財産積立金	100,921,943	100,921,943	0
施設維持管理積立金	71,650,602	0	71,650,602



◆ 財産目録 ◆

令和3年5月31日調整 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	711,728,933	長 期 負 債 (建設償還金)	0
固 定 資 産	109,428,703	短 期 負 債 (退職・決済金・施設維持管理)	588,088,505
計	821,157,636	計	588,088,505

経常費賦課金

令和4年度経常費賦課金は、昨年に引続き同額となりました。

事務局では、内外の厳しい農業情勢をふまえ、今後とも事務の合理化、諸経費の節減に努めてまいりますので、組合員の皆様のご協力をお願いします。

1) 令和4年度の賦課基準

区 分	賦 課 額 (年額)
10a当り補給量300m ³ までの地区	10a当り1,500円
10a当り補給量300m ³ を超過の地区	300m ³ 超過水量1m ³ について8円を加算、上限額を10a当り5,000円とする。 但し、補給水量が10a当り3,000m ³ を超過する地区については、超過水量1,000m ³ について、500円を上限額に加算する。

- (注) 1. 休耕地、転作地(給水のない場合)については、10a当り1,000円
2. 特別な地区については、特例地として別に定める。

2) 期別徴収金額(10a当り)及び徴収時期

期 別	補給量300m ³ までの地区	同左300m ³ 超過の地区	徴 収 期 限
1 期 分	1,000 円	1,000 円	令和4年 7月31日
2 期 分	500 円	賦課基準による差額分	令和4年12月10日

賦課金は各徴収期限内に納付をお願いします。

納付が遅れますと、延滞金が増加されますのでご注意ください。
賦課金は4月1日を基準日とし、所有者又は耕作者に賦課されます。

定款・規約・諸規程の改正について

平成31年4月1日施行の改正土地改良法に伴い、定款・規約・諸規程の改正を行いました。

法律の改正の主な点としては、総代会制度の見直しと財務会計制度の見直しです。

総代会制度の見直しに関しては、総代定数を**82人から50人**に変更すること、総代会で書面議決を採用すること、総代選挙について市町の選挙管理委員会の管理を廃止すること。

財務会計制度の見直しに関しては、複式簿記を採用することなどです。

法律の改正に伴い、国から定款例、規約例、諸規程例が示されたため、これらに従って本改良区の定款・規約・諸規程の改正を行いました。

選挙のお知らせ

令和4年11月29日に総代、令和4年12月26日に役員(理事・監事)の任期満了を迎えます。役員の定数は変更なしですが、総代の定数が上記の通り、**82人から50人**に変更となりました。

各市町の定数は、以下の通りです。

選挙区	投票区	市町名	区域	総代数
第1選挙区	第1投票区	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町	5
第2選挙区	第2投票区	東員町		2
第3選挙区	第3投票区	四日市市	南小松町、北小松町、波木町、貝家町、小山町、和無田町、鹿間町、六名町、山田町、堂ヶ山町、西山町、内山町、美里町	4
	第4投票区		川島町、八王子町、桜町、智積町、水沢町、水沢野田町	4
	第5投票区		西坂部町、高角町、曾井町、寺方町、菅原町、山城町、江村町、上海老町、下海老町、赤水町、平尾町、北野町、黒田町、中野町、市場町、西村町	5
第4選挙区	第6投票区	鈴鹿市	庄野町、汲川原町、中富田町、加佐登町、高塚町、津賀町、広瀬町、石薬師町、上田町、上野町、深溝町、三畑町、追分町	5
	第7投票区	鈴鹿市 四日市市 楠町含む	甲斐町、弓削町、岡田町、平田町、算所町、河田町、野辺町、竹野町、山辺町、木田町、国分町、十宮町、須賀町、高岡町、一ノ宮町、池田町、北長太町、南長太町、林崎町、南林崎町、上箕田町、中箕田町、下箕田町、南堀江町、北堀江町、四日市市楠町	7
	第8投票区	鈴鹿市	白子町、西條町、三日市町、地子町、安塚町、飯野寺家町、神戸地子町、矢橋町、肥田町、柳町、土師町、東玉垣町、北玉垣町、岸岡町、南若松町、北若松町、中若松町	4
	第9投票区		下大久保町、花川町、岸田町、山本町、大久保町、椿一宮町、長澤町、伊船町、小社町	2
第5選挙区	第10投票区	菰野町	杉谷、榊、小島、田光、田口新田、竹成、永井、千草、潤田、音羽	4
	第11投票区		川北、下村、諏訪、大強原、吉澤、池底、菰野、福村、神森、宿野	4
第6選挙区	第12投票区	桑名市	東方、東沙上、西沙上、福島、蛸塚新田、上之輪新田、播磨、北別所、上深谷部、下深谷部、今島	2
	第13投票区		多度町	2
合計				50

組合員の皆さんへ お願いとお知らせ!!

こんなときは、組合員資格得喪通知書の提出をお忘れなく!!

■ 農地の権利を移動した場合		農地の売買・賃貸借・贈与 等
■ 組合員が変わる場合		相続・経営移譲 等
■ 住所・氏名が変わる場合		転居 等

※法務局や、農業委員会等の手続きだけでは当土地改良区の名義変更は、されません。

農地を転用される場合の申請について!!

■ 受益農地を宅地 等に転用する場合

● 農地転用等の通知書(1号様式)・地区除外申請書(3号様式)を提出してください。

■ 公共事業で農地が買収される場合

● 地区除外申請書(3号様式)を提出してください。

1㎡当り79円(令和4年度)の決済金が必要です。

※未給水地区の場合は、決済金は不要ですが、手数料200円が必要です。

転用農地に係る負担金は残された組合員が負担することとなり、負担の公平が保たれないことになります。
この不公平を防ぐため決済金の支払いが義務づけられています。



上記の届出がないと、従来の組合員に賦課されます。

まずは、受益地の確認を!!

お問い合わせの場合は、事前に該当地の位置図などをファックス等で
FAX(059)-326-8167送付していただくと、受益地の確認がスムーズに
できますので、ご協力をお願いします。

地区除外申請書及び各通知書は、当土地改良区及び各市町農業委員会にあります。
様式印刷は……(ホームページ 三重用水土地改良区 <http://mieyousui.com/>)

mieyousui.com

検索



農地転用決済金は、譲渡費用として認められています。

土地改良区へ納付した決済金については、一定の要件を満たす場合、譲渡費用と
することができます。

※詳しくは、税務署へお問い合わせください。

三重用水の水には、限りがあります。下記のことにご注意しましょう!!

- ① 水田への掛け流しは、しないで下さい。
- ② 草刈等で水路に落ちた草は、水の流れを妨げるので、各自責任を持って回収して下さい。
- ③ 自己水源等のある地区は、自己水源等から優先的に使用して下さい。

お問い合わせは、TEL 059-326-8166まで!!

水資源機構三重用水管理所からのお知らせ

昨年末の大雪による倒木と鋼管の孔食漏水について

昨年末は、近年稀に見る大雪となりました。藤原の建設会社の会長さんは、「S58豪雪以来ではないか」とおっしゃっていました。そのためか、三重用水施設の幹線水路約59kmのうち、わずか3%しかない開水路や調整池周辺では、雪による倒木が多く発生しました。幸い通水障害につながる大規模なものはありませんでしたが、転落防止のフェンスに倒れて水路横の管理用道路を塞いでしまうものが多くありました。幹線水路は、鈴鹿山麓の山あいを流れており、今後も倒木の被害が心配されます。水路沿いの山林を所有されている方に、伐採等のお願いに伺うこともあろうかと思えます。

さて、今回は、鋼管の漏水について紹介します。漏水は、かんがい期が終わり用水を利用していない時期に、道路舗装面が濡れていたり、普段水が流れていない排水路に水たまりができることで見つかることが多いです。昨年度は、支線水路等で3件の鋼管の孔食による漏水がありました。鋼管の腐食は、大気中で腐食（錆び）が進むものばかりではありません。地中の鋼管が土壌とコンクリートとを跨って配管されている場合には、土壌とコンクリートの境界付近で促進する腐食（マクロセル腐食）や、鋼管と異種金属の接触による腐食で孔があくことがあります。いずれも、地下水が高く鋼管が水に触れることで発生するものです。

皆様の水田近くで漏水かな？と思われたときには、三重用水土地改良区を通じて一報を入れていただければようお願い申し上げます。

三重用水は、管理を開始して30年目となります。用水の安定供給のため、コロナウイルス感染拡大防止に取り組み、事務所内でクラスターが発生しないよう気を使う日々が続きます。今後とも三重用水土地改良区と連携し、農業用水の安定供給と施設の適切な維持管理に努めてまいります。



開水路沿いでの倒木



竹谷支線における漏水の状況

関係機関の人事異動（新しく着任された方々）

順不同・敬称略

水資源機構 三重用水管理所

所長代理(事務)	松田 英典
管理班	小川 陽
設備班	長瀬 達郎

総務班	入江 貴文
財産管理班	高橋 宏行

四日市農林事務所

所長	伊藤 隆幸
----	-------

桑名農政事務所

所長	伊藤 賢二
----	-------

四日市市

農水振興課長	三輪 高義
--------	-------

鈴鹿市

耕地課長	山路 真次
------	-------

桑名市

農林水産課長	黒川 浄明
--------	-------

いなべ市

農林課長	藤田 尚人
------	-------

三重用水土地改良区工事

令和3年度工事名	工事費(円)
① 三重用水支線フロート弁更新工事 フロート弁 1基	4,400,000
② 三重用水支線ストレーナースクリーン更新工事 ストレーナースクリーン 12基	7,480,000
③ 平尾分線他減圧弁点検整備工事 減圧弁 2基	1,320,000
④ 山田支線他分水口他補修工事 仕切弁 4基・嵩上げ 2箇所	2,739,000
⑤ 朝明分線水管橋補修工事 1箇所	147,400
⑥ 竹谷分線漏水補修工事 1箇所	440,000
⑦ 朝明用水路樋3号分水口受信機設置	198,000
計	16,724,400

以上6件の工事が行われました。

②三重用水支線ストレーナースクリーン更新工事



更新前



更新後

④山田支線他分水口他補修工事



補修前



補修後

水資源機構より森義明副理事長に感謝状が授与されました

独立行政法人水資源機構は、「水資源機構かんがい排水事業推進協議会」（以下、「かん排協」）のこれまでの功績に対して、水資源機構表彰規程第3条に基づき、感謝状の授与が行われることとなりました。

表彰の対象者は、かん排協に所属する関係土地改良区の役員（理事長、副理事長、理事、監事等）のうち、20年以上の期間において、その役職に従事している者となっており、三重用水土地改良区では、森義明副理事長が該当し、感謝状が授与されることとなりました。

森義明副理事長におかれましては、昭和53年12月27日に理事に就任されてから令和4年12月26日（予定）までの44年間、当改良区の理事を務めていただいています。

この間、昭和57年12月15日から平成7年2月13日の間は常任理事に、平成7年2月14日から現在に至って副理事長の要職に付いて、当改良区の運営に多大なご尽力をいただいています。

令和4年3月30日に開催された第57回通常総代会で、水資源機構中部支社の坪井支社長から感謝状の授与が行われました。



石原正敬副理事長が衆議院議員選挙に当選！

昨年10月31日に行われました第49回衆議院議員選挙におきまして、石原正敬副理事長が、当選を果たされました。

その節は、組合員の皆様には、一方ならぬご支援を賜りましたことに、心よりお礼申し上げます。

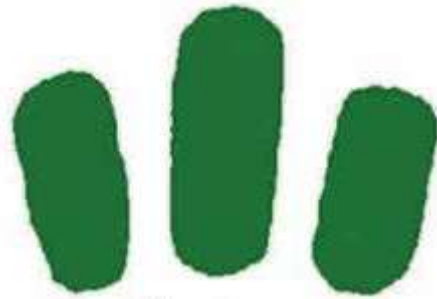
今後、石原副理事長におかれましては、国政の場での益々のご活躍と当改良区の運営についてご尽力を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

お悔やみ

三重用水土地改良区 理事 谷崎 三男 氏 （いなべ市員弁町）

令和4年2月

故人には、改良区の運営について多大なご尽力を賜り心より深く感謝しますと共に、ご冥福をお祈りいたします。



みどり
水土里ネット
三重用水

～ 水を大切に!! ～